



## 料金表： 医療保険の場合

### 訪問看護利用料

- 指定訪問看護は、主治医が訪問看護の必要性を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供いたします。  
介護保険の適応でない方、介護保険の要介護認定者でも末期悪性腫瘍及び急性憎悪等時に、訪問介護の提供を行います。
- 介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付

医師より急性憎悪により頻回の訪問介護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、一月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適応となります。

#### (1) 老人医療保険を持っている方

一般の方 ⇒ 訪問看護に要する費用の1割 老人医療受給者証に記載

一定以上の所得の方 ⇒ 訪問看護に要する費用の3割

※ その他各種保険の場合は、各保険に基づいて請求いたします。

※ 医療保険の定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

#### (2) 長時間訪問看護サービス

医療保険のサービス提供時間が2時間を超える場合は、別途料金がかかります。

09:00～17:00 ⇒ 30分毎 5,000円

17:30～22:00 ⇒ 30分毎 7,500円

22:00～06:00 ⇒ 30分毎 7,500円

#### (3) 夜間・早朝、深夜加算について

● 夜間・早朝 (06:00～08:00・18:00～22:00) : ⇒ 2,100円の一部負担金の割合

● 深夜 (22:00～06:00) : ⇒ 4,200円の一部負担金の割合

※ 営業時間外の訪問看護サービス： 休日の訪問は、上記料金のほか、別途5,000円追加



## 料金表： 介護保険の場合

訪問看護利用料（保険内は1割の負担となります）

平成26年4月1日改定

- 利用料金の総合計端数は、小数点以下切り捨てとなります。

地域単価1単位=10.84円

### 介護保険内（基本単位×10%負担）

#### 1. 看護師の訪問について

サービス内容	単位/回（点）	金額/回（円）	備考
20分未満	318	3,447	※1
30分未満	474	5,138	
30分以上 1時間未満	834	9,041	
1時間以上 1時間30分まで	1,144	12,401	

\* 准看護師の訪問看護は所定単位数の90/100の算定となります。

#### 2. リハビリスタッフの訪問について

サービス内容	単位/回（点）	金額/回（円）	備考
20分	318	3,447	
40分	636	6,894	
60分	858	9,301	

\* 1日60分以上の訪問では、所定単位数の90/100の算定となります。

\* 週に120分以内の訪問となります。

#### 3. 加算について

サービス内容	単位/回（点）	金額/回（円）	備考
初回加算	300	3,252	*併用不可
退院時共同指導加算	600	6,504	※2・3
早朝・夜間加算 ⇒ 基本単位の25%増	各25%増	各25%増	※4
深夜加算⇒基本単位の50%増	各50%増	各50%増	
緊急時訪問看護加算	540	5,854	※5・6・10
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,420	※6・7・8・10
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,710	
看護・介護連携強化加算	250	2,710	※9
ターミナルケア加算	2,000	21,680	※11
長時間訪問看護加算（1時間30分以上）	300	3,252	※7
複数名訪問加算（30分未満/30分以上）	254/402	2,753/4,358	※12

※ 利用料金の総合計端数は、小数点以下切り捨てとなります。